

指定外国検査機関指定書

検査機関の名称 APAVE INTERNATIONAL
住 所 Zone Industrielle Rue Gay Lussac 33370
Artigues-pries-Bordeaux, France

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第1条の12の規定により申請があったので、下記のとおり、指定外国検査機関として指定する。

記

1 指定する機械等の種類

ボイラー（小型ボイラーを除く。）、第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）、第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器

2 指定の有効期間

令和5年5月1日から令和8年4月30日まで

令和5年4月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信

